第77回 (平成30年10月19日)

○的井総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、手塚委員、加藤委員、大滝委員、宮井委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第77回個人情報保護委員会を開会いたします。

議題1、フェイスブックインクに対する指導について、河野企画調整官から説明をお願いいたします。

○河野企画調整官 説明申し上げます。

本件は、アメリカに本社のあるフェイスブックインクに対して、個人情報保護委員会が 個人情報保護法に基づいて行う指導についてでございます。

まず、指導の前提となる事案の概要について説明します。

1つ目の事案、ソーシャルプラグインの問題です。

フェイスブックの利用者(以下「ユーザー」という。)が、ソーシャルプラグインである「いいね!」ボタンが設置されたウェブサイトを閲覧した場合、当該ボタンを押さなくともユーザーID、アクセスしているサイト等の情報がフェイスブック社(以下「本件会社」という。)に自動で送信されています。

2つ目の事案は、ケンブリッジアナリティカ事案です。

性格診断アプリを介して取得したユーザーの個人情報が不正にケンブリッジアナリティカ社(英国の分析会社)に共有された事案です。本件会社、つまりフェイスブック社の公表によれば、日本国内で当該アプリをインストールしたのは104人、影響を受けた可能性のある友人は最大10万人強でありますが、実際に利用されたとの情報は確認されていません。

なお、注意点として、ケンブリッジアナリティカ社への共有がされていたのは、遅くとも2015年までであるところ、本件事案は改正個人情報保護法の施行前に発生した不正利用事案であり、域外適用規定は遡及適用されません。

3つ目の事案ですが、不正アクセス事案です。

本年9月末に公表された事案ですが、本件会社のシステムの脆弱性を利用したハッキングによって、ユーザーアカウントの認証情報(アクセストークン)を窃取され、約2900万人の個人情報が不正アクセスを受けたことが判明しました。本件会社の公表内容等によれば、日本国内のユーザーが影響を受けた可能性があります。

次に、当委員会がこれら3つの事案に対して、これまで対応してきた状況について説明 いたします。

ソーシャルプラグインの問題及び、そしてケンブリッジアナリティカ事案に関して、本件会社に対して適時報告を求めてきたほか、諸外国の規制当局とも連携し情報の収集等を進めるとともに、本件会社に対して具体的な対策を求めてきました。

さらに、当委員会のウェブサイトにおいて、ソーシャルプラグインの問題に関しては、 ソーシャルプラグインを設置するサイト運営者及びソーシャルネットワーキングサービス 利用者に向けた注意喚起を行い、ケンブリッジアナリティカ事案に関しては本件会社の個人情報の流出についての情報提供を実施しました。

また、3つ目の不正アクセス事案に関しては、事実関係など速やかな報告を本件会社に 求めるとともに、当委員会のウェブサイトにおいて、ユーザーのアカウントが影響を受け たかどうかを確認可能な本件会社のウェブサイトについて情報提供を実施しました。

最後に、これら3つの事案及び、当委員会が行ってきた対応を踏まえて、今回の指導内容の説明です。

以下、4項目について指導を行いたいと考えています。

なお、指導については10月22日月曜日付けで実施したいと考えています。

まず1点目です。ソーシャルプラグインの問題及びとケンブリッジアナリティカ事案に関して、ユーザーへの分かりやすい説明の徹底、本人の同意の取得、本人からの削除要求への適切な対応等を行うこと。

2点目、ソーシャルプラグインの問題及びケンブリッジアナリティカ事案に関して、プラットフォーム上の第三者が開発したアプリケーションの活動状況の監視等を徹底すること。

3点目、不正アクセス事案に関して本人への通知、原因究明、再発防止策の策定及び個 人情報保護委員会への報告を行うこと。

4点目、これはより一般的な話ですが、漏えい等、個人情報等についての不適正な取扱いが発生した場合に対応するため、適切な体制を整備すること。

以上、4点を指導したいと考えています。

以上、御審議願います。

○堀部委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 説明ありがとうございました。

御存じのように、フェイスブックは世界で22億人以上のユーザー、それから、日本国内においても約2800万人のアクティブユーザーがいると聞いております。その膨大な個人情報を適切に取り扱う重大な責任があることは言うまでもありませんが、この一連の事案について当委員会としても看過することはできないと考えます。

ソーシャルプラグインとケンブリッジアナリティカの事案については、先ほど説明があったとおり、論点の整理がついております。そして、さらに今般の日本国内のユーザーを含む個人情報が大量に漏えいした事案の発生については、フェイスブックは早急に適切な対応を行う必要があると考えます。

こうした点から、このタイミングで指導等を行うことは適切であると思います。

事案の社会的な影響等を勘案すれば、しかるべく本件を公表することも必要かと考えて おります。 以上です。

○堀部委員長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

丹野委員、どうぞ。

○ 丹野委員 今、熊澤委員もおっしゃったことに尽きるのですが、多少付つけ加えて申し上げたいと思います。

本件に関しては、ネット社会となった今、非常に多くの消費者、国民の方が関心を持っていて、報道も連日のように行われている状況です。特に不正アクセス事件に関しては非常に多くのユーザーが、多大な関心を持って非常に不安に思っているという状況にあると思います。

そういう観点から、先ほど熊澤委員がおっしゃったように、当該事業者が非常に多数のユーザーに対するプラットフォーマーとしての責任を負っているわけですから、今回、当該事業者に対して個人情報保護法上の指導という法的な措置をすることは、当委員会が国民から期待される使命に応えるものであり、また、時期的にも非常に適切であると考えます。

特に指導の内容も、開示請求だけではなくて、個人情報の削除要求にも対応するように とまで踏み込んでいますので、消費者から見ても、納得感の多い指導だと思われます。

更に言えば、今後もネットの分野では同様のリスクが起きる可能性が非常に高いと思われますので、その意味でも今回が最初の試金石になるのではないかと思っております。 以上です。

○堀部委員長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

ただいま熊澤委員と丹野委員から御発言がありましたとおり、今回の指導は複数の論点をカバーしていると思います。

今回の指導等に基づきましてフェイスブックに対し必要な報告を更に求めることなど、 委員会として引き続き適切な対応を行っていく必要があります。事務局においては、いろ いろと対応が大変であると思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、事務局から説明のありました、フェイスブックに対する個人情報保護法第41 条及び第75条の規定に基づく指導を行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのように進めていきたいと思います。事務局におきましては、 今のようなことで対応していただき、文書をできるだけ早く出すようにお願いしたいと思 います。

どうもありがとうございました。

公表は来週でよろしいですか。

○其田事務局長 はい。月曜日の午後になります。

○堀部委員長 本日の議題はこれ1件です。

本日の会議資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表したい と思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 そのように扱わせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。今後の予定につきまして的井総務課長から説明をお願いします。

〇的井総務課長 次回の委員会でございますが、11月1日木曜日の14時30分から行う予定 でございます。

本日の資料につきましては、ただいまの御決定どおりに取扱いをさせていただきます。 本日は誠にありがとうございました。